

○KU—DREAM運用要領

令和4年2月10日

学長裁定

鹿児島大学博士研究員支援プログラム(以下「KU—DREAM」という。)の運用については、この要領の定めるところによる。

(募集、採択、開始時期)

第1 募集は原則として年一回、支援開始は翌年度(4月1日)とする。ただし、支援初年度内に辞退者が出た場合は追加募集を行うことがある。

(重複申請)

第2 優秀な人材を広く募集するという原則から学振PDを含む他の支援制度(雇用に相当する程度の生活支援や雇用制度)への重複申請は認めるが、KU—DREAMとの重複受給は許可しないこととする。なお、科研費や財団等の研究助成金に関しては所属部局の了承を得た上であれば申請及び受給を妨げない。

(申請資格)

第3 上記の原則から、KU—DREAM研究員への応募者は学内外の出身を問わず申請を受け付ける。また、国籍に関しても問わないが、外国籍の場合は在留資格があるものに限る。

(審査)

第4 審査は、KU—DREAM選考委員会(以下、「選考委員会」という。)が担い、書面審査及び面接審査で行う。

2 選考委員会委員は、研究・情報担当理事が指名する。

3 書面審査においては、申請の専門性を考慮して、当該分野の専門家を専門審査員として委嘱し、当該申請の評価を求めることができる。

4 専門審査員は選考委員会には加わらず、専門審査員による評価は選考委員会委員による審査の参考とする。

5 面接審査は日本語又は英語で行うものとする。なお、分野が異なるとテクニカルタームなどの理解が十分でない可能性もあるため、日本語、英語に関わらず、審査員の理解の補助となる資料(スライドまとめ、スピーチ原稿など)を事前に提出することも可能とする。

6 書面審査及び面接審査については別途審査要項を定める。

(最終採択決定)

第5 書面審査及び面接審査の結果を合わせて選考委員会が最終候補者を選出する。最終候補者は研究・情報担当理事による承認を得た後、学長の最終承認をもって決定し、稲盛和夫基金運営委員会へ報告する。

(採択決定後の辞退者の補充)

第6 常勤ポストへの就職や他の奨学金制度の受給選択などにより、KU—DREAM研究員へと採用された者が辞退した場合は、開始年度中であれば追加募集を検討する。支援開始2年目以降の辞退者に対しての補充は行わないが、辞退による予算未使用分等を勘案して次回

の募集件数への上乗せを検討することとする。

(KU—DREAM支援期間の研究活動等の評価)

第7 支援期間中のKU—DREAM研究員の研究報告書の評価や中間評価は選考委員会が行う。

2 募集要項に記載したTop10%ジャーナル(高インパクト雑誌)とは、以下の各号のいずれかによるものとする。なお、受入れ教員の資格におけるTop10%ジャーナル(高インパクト雑誌)も同様とする。

(1) クラリベイト社が提供するデータベースのScience Citation Index Expanded(SCIE)において、雑誌に掲載された論文の引用率などから算出した指標(Journal Impact Factor)を基にした小分野の分野別ジャーナルランキングにおいて、90パーセンタイル内の雑誌。

(2) エルゼビア社が提供するデータベースScopusにおいて、雑誌に掲載された論文の引用率などから算出した指標(CiteScore)を基にした小分野の分野別ジャーナルランキングにおいて、90パーセンタイル内の雑誌。

なお、いずれの場合も、複数の分野のランキングが表示される場合はいずれか1つの分野で基準を満たせば良いこととする。また、雑誌数が少ない分野ではレビュー誌を除いたランキングとする等、研究領域の特性を踏まえ、選考委員会において個別に判断する。

(海外での研究活動)

第8 KU—DREAM研究員が支援期間中に海外で研究を行いたい旨の要望が出された場合は、海外での研究活動を行う必要性など説明する書類を提出させ、選考委員会がその可否を決定する。

(KU—DREAM研究員の資格喪失に伴う研究費の返還)

第9 常勤職に就くなどしてKU—DREAM研究員を自ら辞退した場合、諸事情により研究継続が困難になった場合、研究進展に著しい問題があり所期の研究成果を達成できない場合又は研究不正などの理由により、KU—DREAM研究員の資格が喪失した際には、未使用分の研究費の返還を求めることとする。

(KU—DREAM研究員の研究外活動)

第10 KU—DREAM研究員は、採用期間中、研究に専念し、論文や学会発表などを通して鹿児島大学の研究の発展に貢献するよう努力することから、原則としてKU—DREAM研究員以外の雇用契約を伴うような活動(各種アルバイトや短大・専門学校等での非常勤講師など)は認めない。ただし、他大学での少数回の授業・講義、学会・研究会などでの講演などの非常勤講師の担当を妨げるものではない。

(その他)

第11 募集、審査、採用及び支援の運用に関して、各要項や申合せ等で規定されていない事案が生じた場合は、選考委員会によって解決案を策定し、研究・情報担当理事の承認を得たうえで解決を図る。

附 則

この要領は、令和４年２月10日から実施する。

附 則

この要領は、令和４年７月27日から実施する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から実施する。

附 則

この要領は、令和５年６月19日から実施する。

附 則

この要領は、令和６年10月10日から実施し、第５を削り、第６を第５とし、第７から第12
までを１ずつ繰り上げる改正規定は、令和６年７月１日から適用する。